

医科点数表の解釈 平成24年4月版

Web追補 No.5 (平成25年12月号)

平成25年12月13日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成25年11月19日 厚生労働省告示第358号
 - 平成25年11月29日 保医発1129第4号（平成25年12月1日適用）
- Web追補では、平成25年7月以降に生じた変更等について順次追補していきます。平成25年6月までの追補「[追補201306](#)」については、当社ホームページの「追補・訂正表ダウンロード」にてご確認ください。 <http://www.shaho.co.jp/shaho/download/>
- 以下の通知が平成25年11月29日より適用され、それにより通知「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて（平成24年7月31日医政発0731第2号・薬食発0731第2号・保発0731第7号）」[[追補201306](#)の2頁目参照]が改正されました。なお、改正通知の内容については「診療報酬関連情報ナビ」に掲載しています。
 - 平成25年11月29日 医政発1129第25号・薬食発1129第1号・保発1129第2号（平成25年11月29日適用）

頁	欄	行	変更前	変更後
373	右	上から12～13行目	算定できる。また、Scorpion-ARMS法を応用したリアルタイムPCR法を用いてEGFR遺伝子検査を実施した場合は、本区分「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定点数を算定する。 〔赤字は追補201306にて追加済み〕	算定できる。また、リアルタイムPCR法を用いてEGFR遺伝子検査を実施した場合は、本区分「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定点数を算定する。
373	右	上から13行目	〔赤字は追補201306にて追加済み〕 (平24. 8. 31 保医発 0831 5)	〔赤字は追補201306にて追加済み〕 (平24. 8. 31 保医発 0831 5) (平25. 11. 29 保医発 1129 4)
994	—	上から5行目	(最終改正；平成25年8月27日 厚生労働省告示第276号) 〔赤字はWeb追補No. 2にて改正済み〕	(最終改正；平成25年11月19日 厚生労働省告示第358号)
997	—	上から25行目	エジュラント錠25mg、アイミクス配合錠HD、アイミクス配合錠LD、スタリビルド配合錠、イルトラ配合錠HD、イルトラ配合錠LD及びルナベル配合錠ULD（1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。） 〔赤字は追補201306及びWeb追補No. 2にて追加済み〕	エジュラント錠25mg、アイミクス配合錠HD、アイミクス配合錠LD、スタリビルド配合錠、イルトラ配合錠HD、イルトラ配合錠LD、ルナベル配合錠ULD（1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。）及びアズルガ配合懸濁性点眼液